

【対象者】

- ・平成23年3月11日から平成24年4月1日までに避難区域等に住民登録をしていた方。
なお、この方については、避難区域等を転出後も対象としています。
- ・実施年度の4月1日時点で避難区域等に住民登録をしていた方。

〔避難区域等〕

広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村、南相馬市、田村市、川俣町の
全域及び伊達市の一部（特定避難勧奨地点関係地区）

【調査方法】

調査票（自記式または保護者回答）

【主な調査項目】

- ・現在のこころとからだの健康状態について
- ・生活習慣（食生活、睡眠、喫煙、運動など）について
- ・現在の生活状況について（「一般」）

【回答後の対応】

回答内容から、こころの健康及び生活習慣上、相談・支援が必要と思われる方には、臨床心理士や
保健師などからなる「こころの健康支援チーム」が電話支援を行っています。継続的な支援が必要と思わ
れる方には、登録医師や避難元の市町村等と連携し、支援を行っています。

第32回福島県「県民健康調査」検討委員会資料より作成

こころの健康度・生活習慣に関する調査の対象となる方は、健康診査と同じく、東京電力福島第一原子力発電所事故時に警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域に指定された市町村及び特定避難勧奨地点の属する地域に平成23年3月11日及び調査年度の4月1日に住民登録があった方々です。

これらの方々に、こころとからだの健康状態をお尋ねする調査票に回答していただき、回答内容を指標化し、支援を必要とされていないかどうかを確認しています。

より適切な対応を行うために、調査対象者の年齢に応じた調査票を用意しています。小児は「0～3歳」「4～6歳」「小学生」「中学生」の四つに区分し、それに16歳以上の「一般」を加えて計五つに区分しています。

調査内容は、現在のこころやからだの健康状態のほか、避難によって生活環境が大きく変わったことから、食生活、睡眠、飲酒、喫煙、運動等の生活習慣の変化についてもお尋ねしています。

本資料への収録日：平成25年3月31日

改訂日：平成31年3月31日